

■2025年2月 水質検査結果（市内末端じゃ口）

全ての末端じゃ口において水質基準をクリアしており、水質管理目標設定項目についても良好な結果となっていました。

●水質基準項目（法令で基準値を守ることとされている項目）

No.	項目及び単位 （ ）は法令で定められた基準値を示す	明石川 浄水場系 (大蔵海岸)	鳥羽 浄水場系 (船上浄化 センター)	西部 配水場系 (大久保分 署)	魚住 浄水場系 (二見浄化 センター)
	検 査 日	2月5日	2月12日	2月20日	2月20日
-	水温 ℃ -	10.0	10.3	11.0	15.4
1	一般細菌 個/mL (100以下)	0	0	0	0
2	大腸菌 MPN/100mL (検出されないこと)	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物 mg/L (0.003以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物 mg/L (0.0005以下)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素 mg/L (0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 mg/L (10以下)	0.10	0.29	0.76	1.1
12	フッ素及びその化合物 mg/L (0.8以下)	0.16	0.16	0.11	<0.08
13	ホウ素及びその化合物 mg/L (1.0以下)	0.3	0.2	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素 mg/L (0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン mg/L (0.05以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	ジス-1,2-ジ-クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ-クロロエチレン mg/L (0.04以下)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸 mg/L (0.6以下)	0.10	<0.06	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸 mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム mg/L (0.06以下)	<0.001	0.002	0.003	<0.001
24	ジクロロ酢酸 mg/L (0.03以下)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン mg/L (0.1以下)	0.002	0.006	0.002	<0.001
26	臭素酸 mg/L (0.01以下)	0.0006	0.0001	<0.0001	0.0002
27	総トリハロメタン mg/L (0.1以下)	0.007	0.019	0.008	<0.001
28	トリクロロ酢酸 mg/L (0.03以下)	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブロモジクロロメタン mg/L (0.03以下)	<0.001	0.003	0.003	<0.001
30	ブロモホルム mg/L (0.09以下)	0.005	0.008	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド mg/L (0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物 mg/L (1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物 mg/L (0.2以下)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物 mg/L (0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物 mg/L (1.0以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物 mg/L (200以下)	31	29	16	20
37	マンガン及びその化合物 mg/L (0.05以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン mg/L (200以下)	32	59	28	43
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) mg/L (300以下)	81	94	48	58
40	蒸発残留物 mg/L (500以下)	190	200	130	170
41	陰イオン界面活性剤 mg/L (0.2以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオスミン mg/L (0.00001以下)	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール mg/L (0.00001以下)	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤 mg/L (0.02以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類 mg/L (0.005以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量） mg/L (3以下)	0.5	0.8	0.6	<0.1
47	pH値 (5.8以上8.6以下)	6.9	7.3	6.8	6.5
48	味 (異常でないこと)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気 (異常でないこと)	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 度 (5以下)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度 度 (2以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

●水質管理目標設定項目（水質管理上留意すべき項目）

No.	項目及び単位 （ ）は法令で定められた目標値を示す	明石川 浄水場系	鳥羽 浄水場系	西部 配水場系	魚住 浄水場系
		(大蔵海岸)	(船上浄化センター)	(大久保分署)	(二見浄化センター)
1	アンチモン及びその化合物 mg/L (0.02以下)	<0.0015	<0.0015	<0.0015	<0.0015
2	ウラン及びその化合物 mg/L (0.002以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	ニッケル及びその化合物 mg/L (0.02以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
5	1,2-ジクロロエタン mg/L (0.004以下)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
8	トルエン mg/L (0.4以下)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) mg/L (0.08以下)	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
10	亜塩素酸 mg/L (0.6以下)	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
12	二酸化塩素 (注1) mg/L (0.6以下)	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
14	抱水クロラール mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
15	農薬類 (1以下)	-	-	-	-
16	残留塩素 mg/L (1以下)	0.4	0.4	0.5	0.5
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度) (注2) mg/L (10以上100以下)	81	94	48	58
18	マンガン及びその化合物 mg/L (0.01以下)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	遊離炭酸 mg/L (20以下)	8.4	3.1	4.9	7.9
20	1,1,1-トリクロロエタン mg/L (0.3以下)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
21	メチル-t-ブチルエーテル mg/L (0.02以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) mg/L (3以下)	0.4	1.2	0.8	<0.1
23	臭気強度(TON) (3以下)	<1	<1	<1	<1
24	蒸発残留物 (注2) mg/L (30以上200以下)	190	200	130	170
25	濁度 度 (1以下)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
26	pH値 (注3) (7.5程度)	6.9	7.3	6.8	6.5
27	腐食性(ランゲリア指数) (注3) (-1程度以上、極力0)	-1.7	-1.2	-2.3	-2.5
28	従属栄養細菌 個/mL (2000以下)	<1	<1	<1	<1
29	1,1-ジクロロエチレン mg/L (0.1以下)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
30	アルミニウム及びその化合物 mg/L (0.1以下)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA) mg/L (0.000050以下)	-	-	-	-

※表中の記号「-」は今回の検査対象外の項目です。また記号「<」は検出されなかったという意味です。

(注1) 浄水処理の消毒に使用していないため、検査を行いません。

(注2) 目標値を超える場合もありますが、これは水道原水に含まれている「ミネラル成分」などによる影響です。

なお、基準値は下回っており安心してご利用できます。

(注3) 水道管等に対する腐食の影響度を示すもので、「人の健康」や「水のおいしさ」等とは直接関係しません。